

令和7年度 随意契約一覧表(健康医療部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

| No. | 契約担当室課 | 契約名称 | 契約内容 | 契約期間 (契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約理由 |
|-----|----------|----------------|---|---|-----------------------------|-------------|--|
| 1 | 健康まちづくり室 | 地域実証事業等運營業務 | 企業や研究機関等による製品・サービスの開発・有効性の確認等を目的とする実証事業の実施支援、地域実証事業へ市民等の参画を促す健都ヘルスサポーター制度の運用等に関する業務 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市岸部新町6番1号 (一社)健都共創推進機構 | 12,381,400円 | 健都における産学官民の共創の取組として、国立循環器病研究センターを中心として、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の採択を受けたプロジェクトを進めており、産学連携の促進とともに市民参加型の地域実証事業につなげる取組等を推進するため、本市を含む関係者の各事業を一体的かつ持続的に運用できる体制構築を目的に設立された「一般社団法人健都共創推進機構」に機能を集約することで、より効率的かつ効果的に事業を推進していくことが可能であるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当) |
| 2 | 健康まちづくり室 | 休日急病診療所調剤業務 | 休日急病診療所における調剤業務の委託契約 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市薬剤師会 | 15,833,400円 | 個別の薬局では難しい休日や年末年始等における安定的な人材確保が見込まれ、確実な委託業務の遂行が可能と考えられるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(2)ウに該当) |
| 3 | 健康まちづくり室 | 休日急病診療所医科診療等業務 | 休日急病診療所における医科診療等業務の委託契約 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 70,148,100円 | 個別の医療機関では難しい休日や年末年始等における安定的な人材確保が見込まれ、確実な委託業務の遂行が可能と考えられるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(2)ウに該当) |
| 4 | 健康まちづくり室 | 休日急病診療所歯科診療等業務 | 休日急病診療所における歯科診療等業務の委託契約 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会 | 15,287,800円 | 個別の医療機関では難しい休日や年末年始等における安定的な人材確保が見込まれ、確実な委託業務の遂行が可能と考えられるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(2)ウに該当) |

| | | | | | | | |
|---|-------|------------------------|------------------------|---|---|---|---|
| 5 | 成人保健課 | 吹田市胃・肺・大腸がん 集団検診業務 | 胃・肺・大腸がん集団検 診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪市城東区森之宮 1丁目6番107号 (公財)大阪府保健医療財 団 | 単価契約 胃がん検診 基本料金 平日 車1台につき 206,800円(税込) 基本料金 休日 車1台につき 227,480円(税込) 他14項目 執行予定総額 9,077,130円 | 市民の利便性を図るため、胃・肺・大腸がん同時検診として、 本市の集団検診スケジュールに対応して検診車両を配備し実施 するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該 当) |
| 6 | 成人保健課 | 吹田市胃がん検診(胃内 視鏡検査)業務 | 胃がん検診(胃内視鏡 検査)業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 一部負担金免除 者 1件につき18,661 円(税抜) 一部負担金徴収 者 1件につき16,843 円(税抜) 他2項目 執行予定総額 35,962,708円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式とし て市内医療機関で胃がん検診(胃内視鏡検査)業務を実施す るため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該 当) |
| 7 | 成人保健課 | 吹田市肺がん検診業務 | 肺がん検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 X線撮影 一部負担金免除 者 1件につき2,892円 (税抜) 一部負担金徴収 者 1件につき2,528円 (税抜) 他4項目 執行予定総額 56,549,834円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式とし て市内医療機関で肺がん検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該 当) |

| | | | | | | | |
|----|-------|-------------|-------------|---|---------------------------|---|--|
| 8 | 成人保健課 | 吹田市大腸がん検診業務 | 大腸がん検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 一部負担金免除者 1件につき2,050円 (税抜) 一部負担金徴収者 1件につき1,777円 (税抜) 執行予定総額 49,302,506円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で大腸がん検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 9 | 成人保健課 | 吹田市子宮がん検診業務 | 子宮がん検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 子宮がん検診 頸部 一部負担金免除者 1件につき6,517円 (税抜) 一部負担金徴収者 1件につき6,063円 (税抜) 他4項目 執行予定総額 89,497,176円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で子宮がん検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 10 | 成人保健課 | 吹田市乳がん検診業務 | 乳がん検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 視触診 一部負担金免除者 1件につき2,729円 (税抜) 一部負担金徴収者 1件につき1,820円 (税抜) 他1項目 執行予定総額 89,012,110円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で乳がん検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |

| | | | | | | | |
|----|-------|--------------------|--------------------|---|---------------------------|---|---|
| 11 | 成人保健課 | 吹田市前立腺がん検診業務 | 前立腺がん検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 一部負担金免除者 1件につき2,850円 (税抜) 一部負担金徴収者 1件につき2,213円 (税抜) 執行予定総額 24,220,735円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で前立腺がん検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 12 | 成人保健課 | 吹田市B型・C型肝炎ウイルス検診業務 | B型・C型肝炎ウイルス検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 基本検査 1件につき5,000円 (税抜) HCV抗体検査 1件につき1,200円 (税抜) 他1項目 執行予定総額 4,168,890円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関でB型・C型肝炎ウイルス検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 13 | 成人保健課 | 吹田市骨粗しょう症検診業務 | 骨粗しょう症検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 一部負担金免除者 1件につき4,717円 (税抜) 一部負担金徴収者 1件につき3,808円 (税抜) 執行予定総額 7,777,110円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で骨粗しょう症検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 14 | 成人保健課 | 吹田市結核検診業務 | 結核検診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 1件につき2,200円 (税抜) 執行予定総額 35,090,000円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で結核検診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |

| | | | | | | | |
|----|-------|------------------|------------------|---|---------------------------|---|---|
| 15 | 成人保健課 | 吹田市30歳代健康診査業務 | 30歳代健康診査業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 基本健診 1件につき7,678円 (税抜) 貧血検査 1件につき230円 (税抜) 他5項目 執行予定総額 13,099,812円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で30歳代健康診査業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 16 | 成人保健課 | 吹田市生活習慣病予防健康診査業務 | 生活習慣病予防健康診査業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 基本診査 1件につき7,678円 (税抜) 貧血検査 1件につき230円 (税抜) 他7項目 執行予定総額 7,850,810円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で生活習慣病予防健康診査業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 17 | 成人保健課 | 吹田市健康長寿健診業務 | 健康長寿健診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 貧血検査 1件につき230円 (税抜) 生化学検査 1件につき280円 (税抜) 他4項目 執行予定総額 35,510,200円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で健康長寿健診業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |

| | | | | | | | |
|----|-------|-------------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------------|---|---|
| 18 | 成人保健課 | 吹田市成人歯科健康診 査業務 | 成人歯科健康診査業務 の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会 | 単価契約 74歳以下 1件につき4,945円 (税抜) 75歳以上(広域非 加入) 1件につき5,871円 (税抜) 他1項目 執行予定総額 141,467,282円 | 市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式とし て市内医療機関で成人歯科健康診査業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該 当) |
| 19 | 成人保健課 | 吹田市在宅要介護者・ 児訪問歯科健康診査業 務 | 在宅要介護者・児訪問 歯科健康診査業務の委 託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会 | 単価契約 訪問歯科健康診 査 基本額(月額) 257,143円(税抜) 1人あたり(1回) 22,572円(税抜) 執行予定総額 8,856,711円 | 吹田市民で通院が困難な者を対象に歯科健康診査を実施して おり、精密検査が必要になった場合等の医療措置について も、市内医療機関で緊密連携のもと実施する必要があるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該 当) |
| 20 | 成人保健課 | 吹田市心不全重症化予 防個別保健指導業務 | 心不全重症化予防個別 保健指導業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市岸部新町6番1号 (国研)国立循環器病研究 センター | 単価契約 初回面接実施分 1件につき12,000 円(税抜) 最終面接実施分 1件につき18,000 円(税抜) 他3項目 執行予定総額 11,847,000円 | 契約の相手方が開発した心不全のスクリーニング等、高度な 知見及び独自手法を活用し心不全重症化予防個別保健指導 業務を実施するため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該 当) |

| | | | | | | | |
|----|-------|--------------------------------------|--|---|--|--|--|
| 21 | 成人保健課 | 吹田市口腔ケア活動推進業務 | 口腔ケア活動推進業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会 | 4,678,933円 | 口腔ケアセンターに歯科衛生士を常駐させて施設の管理運営及び市民対応、歯科口腔保健に関する各種コンテンツの提供等、多様な業務に対応するため、相応の歯科衛生士の派遣、歯科口腔保健に関する深い知識や市施設の管理運営の責任等を果たせる団体として認められるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 22 | 成人保健課 | 乳がん検診マンモグラフィ読影診断システムにおける電磁的記録媒体使用等業務 | 乳がん検診マンモグラフィ読影診断システムの運用に係る専用の電磁的記録媒体(遠隔読影システムPSU)を使用する業務 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪府豊中市新千里東町1丁目4番2号 株式会社クライムメディカルシステムズ | 単価契約 1件につき318円 (税抜) 執行予定総額 3,148,200円 | 乳がん検診マンモグラフィ読影診断システムの運用に際しては、当該システムを開発した業者が提供する専用の電磁的記録媒体(遠隔読影システムPSU)を使用する必要があり、プログラム著作権を有する業者でしか対応できないため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当) |
| 23 | 成人保健課 | 吹田市国保健康診査業務 | 特定健康診査に係る健診業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 基本診査 1件につき7,678円 (税抜) 貧血検査 1件につき230円 (税抜) 他7項目 執行予定総額 204,561,500円 | 本契約は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施が義務付けられており、実施にあたっては市民の利便性を図るため個別健診方式としており健診の効果を上げるためには医療機関と緊密な連携が必要であるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |
| 24 | 成人保健課 | 吹田市国民健康保険特定保健指導業務(動機付け支援) | 特定健康診査結果説明時に特定保健指導動機付け支援対象者に対し、初回面接を行う業務の委託 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 1件につき7,800円 (税抜) 執行予定総額 10,296,000円 | 本契約は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施が義務付けられており、特定健康診査結果説明と同時に初回面接を行うことにより、特定保健指導の実施率向上が見込まれるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当) |

| | | | | | | | |
|----|---------|----------------------|---|---|--|--|---|
| 25 | 成人保健課 | 特定健診・特定保健指導等データ管理業務 | 特定健診・特定保健指導等の結果データを「特定健診等データ管理システム」により保存・保管し、各種統計表や報告書を作成する業務 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会 | 単価契約 1件につき155.47円(税込) 執行予定総額 2,798,460円 | 大阪府国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法に基づく公益法人であり、各保険者共通の事務について一元的に共同処理を行っており、経費の節減、事務処理の効率化を図ることができるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当) |
| 26 | 国民健康保険課 | Web口座振替受付サービス科目追加業務 | 既に導入されているヤマトシステム開発株式会社が提供するWeb口座振替受付サービスに科目追加を行う。 | 令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで (令和7年4月1日) | □ 東京都江東区南砂2丁目5番15号 ヤマトシステム開発株式会社 | 3,300,000円 | 令和4年10月6日付けで学校教育室が給食費等の口座振替の受付をヤマトシステム開発株式会社とWeb口座振替受付サービス導入に係る契約を締結し、当該サービスの運用を開始している。本業務は、国民健康保険料を含む計12科目の科目追加を行うものであり、ヤマトシステム開発株式会社でなければ実施することができないため。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1) 契約の相手方が特定される時。【物品・委託役務関係業務】力特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当) |
| 27 | 国民健康保険課 | 国民健康保険滞納管理システム運用保守業務 | 国民健康保険滞納管理システムの運用保守を行う。 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 株式会社日立システムズ関西支社 | 4,336,200円 | 国民健康保険滞納管理システムについては、株式会社日立システムズ製のパッケージシステムであり、本業務パッケージシステムの保守実績があり、システムの安定かつ円滑な運営において適した業者と契約する必要があるため。(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1) 契約の相手方が特定される時。【物品・委託役務関係業務】力特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当) |
| 28 | 国民健康保険課 | 国民健康保険システム運用保守業務 | 国民健康保険システムの障害発生時に迅速に対処するとともに、以下の業務を安定稼働するために必要な各種サービスサポート等 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 株式会社日立システムズ関西支社 | 38,171,298円 | 国民健康保険システムについては、株式会社日立システムズ製のパッケージシステムを採用しており、本業務パッケージシステムの保守実績があり、システムの安定かつ円滑な運営において適した業者と契約する必要があるため(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1) 契約の相手方が特定される時。【物品・委託役務関係業務】力特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当) |
| 29 | 国民健康保険課 | 後期高齢支援システム運用保守業務 | 後期高齢支援システムの運用保守を行う。 | 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 株式会社日立システムズ関西支社 | 11,682,374円 | 後期高齢者医療システムについては、株式会社日立システムズ製のパッケージシステムを採用しており、本業務パッケージシステムの保守実績があり、システムの安定かつ円滑な運営において適した業者と契約する必要があるため(吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1) 契約の相手方が特定される時。【物品・委託役務関係業務】力特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当) |

| | | | | | | | |
|----|---------|--------------------|---|--------------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 30 | 国民健康保険課 | 保険者事務共同電算処理等事業委託業務 | 保険者が行う事務のうち電子計算機等により共同して処理することが効率的な業務の委託。大阪府国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理等事業規則に則って事務処理をするもの。 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会 | 単価契約 基本処理 1件につき17.18円 他15項目 執行予定総額 38,248,166円 | 大阪府国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法に基づく公益法人であり、各保険者共通の事務について一元的に共同処理を行っており、経費の節減、事務処理の効率化を図ることができるため(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当) |
| 31 | 保健医療総務室 | 吹田市生活衛生システム運用保守業務 | 吹田市生活衛生システムの運用及び保守 | 令和7年4月1日から令和7年12月31日まで (令和7年4月1日) | 静岡県静岡市葵区紺屋町12番地6 株式会社静岡情報処理センター | 1,782,000円 | 当該システムは契約の相手方が本市の仕様に合わせて構築したシステムであり、当該業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務契約関係業務】カ「特定のものでなければ役務を提供することができないとき。」に該当) |
| 32 | 衛生管理課 | 動物の飼養保管等業務委託 | 市が捕獲、收容等を行った犬猫等を長期に保管、飼育し、又は処分する業務 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪府 | 14,627,965円 | 中核市移行に伴い、市保健所が大阪府から事務権限の移譲を受けた動物行政のうち、市が捕獲、收容等を行った犬猫等を長期に保管、飼育し、又は処分する業務についてその施設がないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オ「国又は地方公共団体その他の公共団体等(一部公益法人を含む。)」と直接契約をするとき。」に該当) |
| 33 | 地域保健課 | 吹田市予防接種等業務 | 予防接種法に基づく予防接種業務及び協力医療機関の取りまとめ業務 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日) | 大阪府吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会 | 単価契約 五種混合ワクチン 1件につき17,812円(税抜) 子宮頸がんワクチン(シルガード) 1件につき28,350円(税抜) 他56項目 執行予定総額 1,266,756,811円 | 予防接種の実施にあたっては、身近なかかりつけ医等で接種できる個別接種方式を採用しており、市民に対する適切な予防接種の確保、また、万一、予防接種に起因する副反応や健康被害が生じた場合には、その医療等の措置において、円滑な連携のもと着実に実施する必要がある。 市内約300の医療機関を会員に有し、本事業について安全かつ正確に実施するための研修等を実施している一般社団法人吹田市医師会については、当該業務を確実に履行できる業者と考えられるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】(2)ウに該当) |

6月分については対象案件はありません。

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

| No. | 契約担当室課 | 契約名称 | 契約内容 | 契約期間 (契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約理由 |
|-----|---------|-----------------|------------------------------------|--|--|------------|--|
| 1 | 保健医療総務室 | 吹田市生活衛生システム改修業務 | 吹田市生活衛生システムをクラウドサーバ上で使用できるよう改修する業務 | 令和7年6月2日から 令和7年12月31日まで (令和7年6月2日) | 静岡県静岡市葵区紺屋町 12番地6 株式会社静岡情報処理センター | 5,841,440円 | 本業務は、契約の相手方である株式会社静岡情報処理センターが本市の仕様により令和元年度に構築したシステムを改修するものであり、このシステムの改修は当該業者でなければ行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務契約関係業務】カ「特定のものでなければ役務を提供することができないとき。」に該当) |

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

| No. | 契約担当室課 | 契約名称 | 契約内容 | 契約期間 (契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約理由 |
|-----|----------|----------------------|---|---|--|------------|--|
| 1 | 健康まちづくり室 | 健康すいた21(第4次)計画策定支援業務 | 健康に関する市民意識アンケート調査を実施するとともに、健康すいた(第3次)計画の進捗状況の把握と現状分析、国及び大阪府の各計画との整合性を図った上で、本市の特性に合わせた計画を策定する。 | 令和7年7月25日から 令和9年3月31日まで (令和7年7月25日) | 大阪府大阪市北区梅田3 丁目2番2号 ジェイエムシー株式会社 大阪支店 | 8,844,000円 | 本業務は、プロポーザル方式による契約候補者の選定を行い、審査の結果、ジェイエムシー株式会社大阪支店を最優秀提案事業者として決定したため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当) |

8～12月分については対象案件はありません。

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

| No. | 契約担当室課 | 契約名称 | 契約内容 | 契約期間 (契約締結日) | 契約の相手方 | 契約金額 | 随意契約理由 |
|-----|---------|-------------------|--------------------|--|--|-------------|---|
| 1 | 保健医療総務室 | 吹田市生活衛生システム運用保守業務 | 吹田市生活衛生システムの運用及び保守 | 令和8年1月1日から 令和10年3月31日まで (令和8年1月1日) | 静岡県静岡市葵区紺屋町 12番地6 株式会社静岡情報処理センター | 10,674,180円 | 当該システムは契約の相手方が本市の仕様に合わせて構築したシステムであり、当該業者でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務契約関係業務】カ「特定のものでなければ役務を提供することができないとき。」に該当) |

2月分については対象案件はありません。